

令和6年分 税の申告について No.2

令和6年分の所得税、復興特別所得税、町県民税の申告期間は、令和7年2月17日から3月17日までとなり、所得税の納付期限は3月17日です。

税の申告は、所得税の納付や還付をはじめ、町県民税の算定等の基礎資料となりますので、申告が必要となる方は期間中に必ず行ってください。

次に該当する方は申告が必要です。※令和6年分（令和6年1月1日～12月31日までの期間に係る年分）

給与収入がある方で	複数の給与収入がある方
	給与以外の収入がある方
	年の途中で退職した方
	年末調整を受けていない方
公的年金収入がある方で	公的年金以外の収入がある方
事業、不動産収入がある方	農業、営業、不動産等の収入がある方
上記以外の収入がある方	土地建物の売買、保険の解約、報酬等の収入がある方
所得控除を受ける方	扶養控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける方
収入がなかった方で	誰の扶養にも入っていない方

給与所得者で年末調整が済んでいる方のうち、年金収入や副業収入などがある方は申告して再計算を行う必要があります。申告が必要な方で申告手続きがお済みでない方が増えておりますのでご注意ください。

必要書類

申告相談会場にお越しの際には、忘れずにお持ちください。

申告者全員	・申告者本人の番号確認および身元確認書類 「マイナンバーカード」または「マイナンバー通知カード+運転免許証等」 ※代理人の場合は、申告者の確認書類をお持ちください（コピーも可） ・申告者本人の口座番号等が確認できるもの 「通帳」または「キャッシュカード」
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票
公的年金収入がある方	公的年金の源泉徴収票
事業、不動産収入がある方	収支内訳書（一般、農業、不動産）
上記以外の収入がある方	支払調書等収入、支出の確認ができるもの
所得控除を受ける方	証明書等（医療費控除の明細書や生命保険料控除証明書等）

※申告内容によっては他にも必要とするものがあります。事前にご確認ください。

※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」が作成できていない場合は、受付できませんので予めご了承ください。
なお、特別な事情により書類の作成ができない場合は、税務課まで事前にご相談ください。

申告関係書類配置場所

施設名	配置期間	取得可能書類
文化福祉会館 まいん	1月上旬～1月31日	収支内訳書、医療費控除の明細書
中央公民館 各コミュニティセンター	1月上旬～3月17日	
役場税務課		申告に関する一通りの書類

大子町役場 税務課 町税担当 TEL 0295-72-1116(直通)
☎319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662

申告相談受付期間と会場について

申告期間中は、町が会場を設置して申告相談を受付します。

来場した順番に受付を行います。混雑時はお待ちいただくことがありますので予めご了承ください。

受付期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
※公平性の確保のため受付時間外の受付は行いません。 ※12:00~13:00は昼休憩となります。				2月13日	2月14日	2月15日
				(還付・スマホ申告) 9:00~15:00	(肉用牛申告) 9:00~15:00	×
2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日
×	(休日申告) 9:00~12:00	9:00~15:00	(延長申告) 9:00~18:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日
×	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	9:00~15:00	×
3月16日	3月17日					
×	9:00~15:00					

※例年、所得税の申告納付期限の1週間前から納付が必要となる申告者の来場が集中します。**納期限についても3月17日までとなっております**ので余裕を持って申告手続きを行ってください（申告納付期限当日になりますと金融機関等の営業時間によっては納付が間に合わない可能性があります。）。

申告相談会場

大子町営研修センター 研修棟1階

(大子町大字北田気662)



来場にあたって

- (1) 期間中は、申告会場への案内板を設置しますので、案内に従ってご来場ください。
- (2) 駐車場は、役場駐車場をご利用ください。
※町営研修センター駐車場利用不可
- (3) 風邪症状のある方は、来場をご遠慮ください。
- (4) 税務課窓口での申告相談はできません。申告相談会場へお越しください。
- (5) 収入の種類を問わず、下記に該当する方は税務署で確定申告する必要があります。
 - ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方
 - ・青色申告の方
 - ・住宅借入金等特別控除(初年度)等の住宅関連の控除
 - ・外国税額控除の申告
 - ・税務課において、税務署の判断を要する内容と判断した場合